

平成19年度

建設技術研究開発助成制度

(実用化研究開発公募)

募 集 要 領

平成19年1月

国土交通省  
大臣官房技術調査課



## 1. 建設技術研究開発助成制度（実用化研究開発公募）について

### 1. 1 制度の趣旨

建設分野の技術革新を推進するため、国土交通省の所掌する建設技術の高度化及び国際競争力強化並びに国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発について、研究開発活動に携わる者から広く提案を公募し、優秀な提案を助成するため、予算の範囲内において、補助金（建設技術研究開発費補助金）を交付します。

「建設技術研究開発助成制度（実用化研究開発公募）」は、地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発に補助を行うものです。

### 1. 2 制度の概要

この制度は、建設技術に係る競争的研究資金であり、概要は以下の通りです。

- (1) 募集対象 2. 3に掲げるテーマの研究開発であり、かつ地域のニーズや課題等を踏まえた研究開発。（2. 1～4、3. 1参照）
- (2) 公募の区分 単年度 10,000 千円以上、総額 50,000 千円までの課題と、単年度 10,000 千円未満、総額 20,000 千円までの課題に区分して審査・採択（2. 2、3. 4参照）
- (3) 申請者の資格 ①大学等の研究機関の研究者、②研究を目的とする公益法人または所属する研究者、③国土交通大臣が適当と認める法人または所属する研究者 ※民間の研究機関等または当該法人に所属する研究者も、「国土交通大臣が適当と認める法人」として申請が可能（3. 2参照）
- (4) 公募時期 平成19年1月30日～2月28日（9. 参照）
- (5) 交付金額 平成19年度総額 1億円程度（3. 5参照）
- (6) 技術開発期間 原則単年度、最長2年まで（3. 3参照）
- (7) その他 一人の研究者が同一の研究内容で、基礎・応用研究開発公募と実用化研究開発公募を重複応募することはできません。（3. 6参照）

※ なお、この公募は、本来、平成19年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助金を交付するため予算成立前に行っており、交付金額の総額等が変更になる場合があります。

## 2. 募集の考え方と審査基準

### 2. 1 募集方針

地域における社会的な重要課題を効果的、効率的に解決し、研究成果を国民のくらしに還元するため、以下の方針に基づき技術研究開発を募集します。

#### (1) 公募対象分野の重点化

安全に安心して生き生きと暮らせる社会の実現に向け、推進すべき技術研究開発について

テーマを設定し、重点化します。（2. 3 参照）

（2）地域再生計画に即した研究開発の促進

個々の地域における地域再生を促進するため、地域再生計画に即した研究開発課題について積極的に対応します。具体的には、審査の際に優遇する等の配慮をします。

（3）他分野の研究者との共同研究の促進

他分野の技術の建設分野への応用の促進や建設分野の技術革新を図るため、他分野の研究者との共同研究開発課題について積極的に対応します。具体的には、審査の際に優遇する等の配慮をします。

（4）若手研究者の研究開発の促進

若手研究者の独立性を確保し、建設分野の技術革新を図るため、若手研究者の研究開発課題について積極的に対応します。具体的には、審査の際に優遇する等の配慮をします。

※ 若手研究者：平成19年4月1日時点で、40歳未満（昭和42年4月2日以降に生まれた者）又は常勤職（任期付任用含む）に就いて研究経歴が5年以内の研究者

## 2. 2 公募の区分

幅広い研究課題の発掘のため、以下の2つに区分して公募します。

（1）単年度の公募申請額が10,000千円以上、

研究開発の全期間を通じて総額50,000千円までの課題

（2）単年度の公募申請額が10,000千円未満（下限値3,000千円）、

研究開発の全期間を通じて総額20,000千円までの課題

## 2. 3 公募対象分野

国土交通省の所掌する建設技術に関する研究開発で、実用化が見込まれる技術研究開発を対象とします。具体のフィールドを想定して先駆的に行う研究であり、かつ、他地域への応用性のあるものとしてします。

毎年度分野設定するものとし、本年度は以下の①～③の分野を、公募する技術分野として設定します。例示するテーマを参考として、設定する技術分野に該当するテーマを交付申請者により提案して応募していただきます。また、設定分野④として、①から③の分野以外のテーマの応募も可能としております。

申請にあたっては、数値目標等の達成目標を交付申請者より提示していただきます。

設定分野①：地震・津波・噴火・風水害・土砂災害等による被害の防止・軽減のうち、地域の防災・減災のための研究開発

(例)

- ・安価で簡便な既存住宅の耐震改修技術の開発（技術の普及システムの構築等を含む）
- ・避難誘導など地域住民の災害時の活動を支える支援ツールの技術研究開発

設定分野②：社会資本・建築物の維持・更新を最適化するための研究開発

(例)

- ・環境負荷の小さなコンクリート構造物の解体技術の開発
- ・老朽化構造物等の再生技術の開発

設定分野③：省資源で廃棄物の少ない循環型社会の構築、健全な水循環と生態系の保全のための研究開発のうち、自然環境などを活かし資源に転換するための研究開発

(例)

- ・積雪や夏の高温などの厳しい地域条件を克服・活用するための研究開発
- ・地域固有の材料や技術を建築物や社会資本の整備に活かすための研究開発（ハイブリッド化、用途拡大等）

設定分野④：その他、地域の課題解決のための研究開発

## 2. 4 審査基準

以下の（1）から（4）の視点から総合的に審査します。（なお、継続応募課題については、これらの視点に加え、研究目標に対する過年度の成果の内容等を踏まえ総合的に審査します。）また、審査にあたっては特に（3）「実現可能性」の視点を重視します。

応募申請額に応じた研究成果を求めるものとし、単年度の交付申請額が10,000千円以上の研究課題と、10,000千円未満の研究課題の公募を区分し、審査を行います。

### （1）社会性

研究開発の成果が、地域が抱える建設技術に関する課題解決に資するなど、社会的ニーズがあるか、また、地域社会の生活、経済活動等への波及効果が期待できるかなどについて審査します。

### （2）応用性・革新性

技術研究開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用が図れるか、また、既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるかなどについて審査します。

### （3）実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、経費、技術開発体制を整えているかなどについて審査します。

#### (4) 政策的に配慮する事項

2. 3 の設定分野④については画期的であることを特に求めます。

また、地域再生計画に即した課題、他分野と連携して行う課題、若手研究者による課題については、審査の際に優遇する等の配慮をします。

### 3. 制度の内容

#### 3. 1 応募要件

地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発のテーマについて、地域の産学官連携等による研究開発課題を対象としております。すなわち、地域のニーズや課題等を踏まえた上で、実社会への適用性を大幅に向上させる技術研究開発、フィールドでの実証段階に至った技術研究開発、実用化に必要な要素技術の高度化を行う技術研究開発などを対象とします。なお、建設技術以外の分野の課題についてもその成果が建設分野に行かされるものであれば応募の対象とします。

また、研究開発実施体制は、地域の産学連携により、地域のくらしの課題解決に結びつけられる体制であることを条件とします。

#### 3. 2 交付申請者の資格

研究開発課題の応募・提案を行うとともに、提案課題が採択された場合には、提案全体に関して責任を負う者です。

補助金の交付を受けることができる者は、以下のいずれかに該当する者としてします。なお、研究開発実施体制について、民間企業の調査、研究、技術開発関係部門に所属する職員を含むなど、地域の産学連携により、課題解決等が図られる体制であることを条件とします。(ただし、民間企業との連携よりも地方公共団体等その他の主体との連携が地域の課題解決に重要である場合は、地方公共団体等との連携をもってこれに代えることができるがものとします。) また、研究開発の実施に当たり、以下に該当しない者の協力を受けることを妨げません。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は同附属試験研究機関に所属する研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。）
- (2) 研究を主な事業目的としている民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人又は当該法人に所属する研究者
- (3) その他大臣が適当と認める法人又は当該法人に所属する研究者（なお、「その他大臣が適当と認める法人」には、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）等が該当します

が、当該認定は、5. 1の建設技術研究開発助成制度評価委員会において、採択候補課題の審査と併せて、実施する当該法人等の実績、体制等が課題の遂行に必要な不可欠であることが評価された上で、最終的に大臣が適当と認めることとなります。)

(4) 上記に該当する研究者2人以上が同一の研究開発を共同で行う場合は、当該研究開発の代表者

### 3. 3 研究開発の期間

補助金の交付を受けることができる研究開発の期間は、原則として単年度とします。複数年の研究開発の期間で応募した課題について、特段の理由がある場合は最長2年までの研究期間を認めることがあります。この場合も、2年度目の計画について単年度毎に応募していただき、単年度毎の採択となります。なお、2年目に応募する場合は、その継続を審査するために、それまでの成果等を報告していただきます。

### 3. 4 補助規模（応募申請額）

1提案当たりの応募申請額は、4.1の直接研究費と4.2の間接経費の合計額とし、最大で研究開発の全期間を通じて総額50,000千円まで（単年度の応募申請額の下限値は、3,000千円。）とします。

なお、補助規模については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

### 3. 5 補助規模（総額）

全体で総額1億円程度の規模を予定しています。

### 3. 6 重複応募の取り扱い

一人の研究者が同一の研究内容で、基礎・応用研究開発公募と実用化研究開発公募の両者に応募することはできません。

なお、研究内容が異なる場合は複数の課題に応募することができますが、多数の研究計画に参画することにより、研究代表者、又は共同研究者としての責任が果たせなくなるよう十分考慮の上応募してください。

### 3. 7 不正使用を及び不正受給への対応

競争的資金の不正使用及び不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講じます。

(1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格

を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とします。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とします。

### 3. 8 研究上の不正行為への対応

競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講じます。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とします。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とします。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とします。



※ なお、3. 7、3. 8については、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成18年11月14日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（参考資料1参照）に基づくものとします。

#### 4. 補助金の範囲

研究開発計画の遂行に必要な経費及び研究開発成果のとりまとめに必要な経費として以下の経費を計上できます。なお、以下の直接研究費と間接経費（直接研究費の30%相当）の合計が補助金の申請額となります。

応募に当たっては、研究開発期間における所要経費の概算を提出していただきますが、補助金は、提案書に記載された金額及びプロジェクトの研究開発計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の提案書の額とは一致しません。

なお、本制度の補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「建設技術開発費補助金交付要綱」及び「建設技術開発費補助金取扱細則」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

##### 4. 1 直接研究費

###### (1) 設備備品費

研究開発に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変えずことなく長期の使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

なお、価格が50万円以上の研究開発設備は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上。）してください。リース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を様式（B-4）に添付して申請することができます。

研究開発設備の購入経費は、各年度の補助金の90%を超えない範囲とします。ただし、90%を超える場合であっても、研究開発に必要な試作機の製作に係る設備の購入のように、研究開発計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる設備購入の計画でないことの説明書を、様式（B-4）に添付して、申請することができます。

###### (2) 消耗品費

事業用等の消耗器財、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

###### (3) 旅費

研究開発に参加する者が研究開発を行うために直接必要な国内旅費及び外国旅費（一行程に

つき最長2週間程度のものに限る。)が対象となります。

#### (4) 謝金・賃金

謝金：当該研究開発を遂行するための資料整理、実験補助、研究資料の収集等の単純労働（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該研究開発に協力を得た人（研究開発に参加する者は除く。）に支払う経費です。

賃金：被交付者が民間企業の場合、当該研究開発を遂行するための資料整理、実験補助、研究資料の収集等を目的とした研究補助者（アルバイト）を雇用した時の「時間給」又は「日給」の部分を指します。雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の研究開発遂行に関連のない経費は、企業の負担となり、本補助金では支払えません。

#### (5) 役務費

当該研究開発を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。また、被交付者が民間企業の場合、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は人件費においては実働に応じたもの、消耗品費等は実費に限ります。

ただし研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

#### (6) 委託費

本補助金においては、研究開発に必要であるが、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。なお、当該経費を計上する場合は、別途協議が必要となります。

また、研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

#### (7) その他

設備の賃借（リース）、研究開発活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費（「科学に関する研究の業務」等に限る。）、文献購入費（購入価格）、光熱水料（専用のメーターのある場合に限る。実際に要する経費の額を申請。）、通信運搬費（実際に研究開発に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該研究開発開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

### 4. 2 間接経費

管理部門の経費（管理経費）並びに複数の研究者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る

経費（共通業務費）等、研究開発の実施を支えるための経費として、直接研究費の30%相当の間接経費を計上してください。

#### 4. 3 申請できない経費

本補助金は、当該研究開発計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究環境が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているので、研究開発計画の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

##### (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請できます。

##### (2) 研究開発に参加する研究者の人件費

交付申請者及び共同研究者として参加する者の人件費、企業における人件費も含まれます。

##### (3) 研究補助者等に支払う経費のうち、労働の対償として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により研究者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。

##### (4) 国内外を問わず、単なる学会出席のための旅費・参加費

ただし、補助金の対象となった研究開発の成果発表を行う場合は申請できます。

##### (5) 研究開発中に発生した事故・災害の処理のための経費

##### (6) その他、当該研究開発の実施に関連性のない経費

#### 5. 審査方法等

##### 5. 1 審査方法

採択候補課題の審査は、国土交通省に設置する専門家からなる建設技術研究開発助成制度評価委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。なお、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

##### 5. 2 審査手順

提出された提案書について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、提案

書の内容について書面審査、ヒアリング審査を行い、採択課題を決定します。

なお、ヒアリング審査は、書面審査により選定された課題について行います。ヒアリング審査は、平成19年4月下旬頃の実施を予定しており、ヒアリング対象者には、ヒアリングの概ね2週間前にご連絡します。

※ ただし、継続応募課題については、全てヒアリング審査の対象とし、ヒアリング審査時期を別途個別に連絡します。

### 5. 3 不合理な重複・過度の集中の排除

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じます。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。）に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中が合った場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況について事実と異なる記載があった場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

※ なお、5. 3については、上記のほか、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成18年11月14日改正）（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（参考資料1参照）に基づくものとします。

### 6. 個人情報等の取扱い等

提案書は、提案者等研究者の利益保護の観点から、原則として評価以外の目的に使用しません。が、研究開発課題によっては、他の競争的研究資金制度との重複の排除の調査等のため、提案に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

また、提案者に対して、提案内容に最適な他の補助金制度を紹介する場合があります。

なお、審査結果については、交付申請者に通知し、採択課題については、採択課題名、交付申請者名及び交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

### 7. 被交付者の責務

本補助金の交付決定を受けた場合、被交付者は、以下の条件を守らなければなりません。

#### (1) 研究開発の推進及び管理

研究開発推進上のマネジメント、研究開発成果の発表等、研究開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、交付申請書の作成や定期的な報告書等の提出等については、被

交付者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、原則として、所属機関の事務局に経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を委任してください。ただし、助成金の管理責任については、研究代表者が負いますのでご注意ください。

## （２）知的財産権の帰属等

研究開発により生じた特許等の知的財産権は、被交付者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

なお、被交付者が研究開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

## （３）研究開発成果報告書の作成

当該年度に行った研究開発によって得られた成果について研究開発成果報告書を作成し提出していただきます。また、研究開発期間終了後、当該研究開発期間に行った研究開発によって得られた成果について、総合研究開発報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された研究開発成果報告書及び総合研究開発報告書を自由に公開できるものとします。

## （４）研究開発成果の発表

得られた研究開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に研究開発成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究開発期間終了の後の翌年度に、研究開発成果の報告会を開催しますので、得られた研究開発成果について発表していただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による研究開発成果の発表に際しては、当該補助金の成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

## （５）実用化（収益）状況の報告

研究開発期間中及び研究開発終了後の５年間、各年度における研究開発の成果の実用化（収益）状況を報告していただきます。

## （６）研究開発成果の収益納付

研究開発終了後の５年間において、研究開発の成果の実用化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該研究開発の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

## (7) 取得財産の管理

研究開発により取得した財産の所有権は被交付者に帰属します。ただし、当該研究開発により取得した財産又は効用の増加した財産については、研究開発の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産のうち、取得価格および効用の増加した価格が50万以上のものについては、国土交通大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

(8) その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

## 8. 研究開発成果の評価

当該研究開発期間中において、会計年度終了後、委員会で研究開発成果の評価を行うとともに、補助金の配分の妥当性などについて評価を行います。

## 9. 応募方法

本制度に研究開発課題を応募される方は、別添「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類を必要部数そろえた上、国土交通省大臣官房技術調査課あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成19年1月30日（火）から2月28日（水）（当日消印有効）とします。

（応募書類の差し替えは固くお断りします。）

### ※注意事項

- ア) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の提案は認めません。
- イ) 応募された提案書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とします。
- ウ) 提案書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- エ) 採択された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。
- オ) 被交付者は、当該研究開発で知り得た共同研究者の技術情報が漏洩しないよう、守秘義務を徹底してください。

## 10. その他

本補助金の交付を受けた者は、本制度による当該研究開発の成果である特許権等の使用が想

定される国の直轄工事若しくは直轄調査の入札又は当該特許権等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加しないことを条件とします。

#### 1 1. 問合せ先・応募書類の郵送先

本制度に関する問合せ先及び応募書類の送付先は次のとおりです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術研究助成制度提案公募係 電話番号：03-5253-8111（内線22343, 22346） FAX : 03-5253-1536 ホームページ： <a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/130130_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/13/130130_.html</a> （応募様式のダウンロード可能） 受付時間：9：30～17：45（土日曜、休祝日除く）
--

## 応募書類の作成・記入要領

1. 応募に必要な書類は以下のとおりです。

また、提案書受領の通知のためのはがき1枚(別記1)、提出書類チェックシート(新規応募課題は別記2、継続応募課題は別記3)も併せて提出してください。提出書類は日本語で、活字体(手書きは不可)にて作成してください。

なお、複数の個人、グループ及び研究機関で研究開発チームを構成する場合には、研究開発全体を総括する者(以下、「交付申請者」という。)を定め、交付申請者と共同研究者の連名で全提案書類を一括して提出してください。その際、交付申請者は他の共同研究者と調整の上で、新規応募課題は下記の様式A-1からA-7、様式B-1からB-5までの書類を、継続応募課題は下記の様式C-1からC-6までの書類を作成してください。

○応募時に提出いただく書類

### 【新規応募課題】

(様式A)

- ①(様式A-1) フェースシート
- ②(様式A-2) 提案概要
- ③(様式A-3) 個別研究開発項目の概要
- ④(様式A-4) 研究開発の波及効果と革新性の概要
- ⑤(様式A-5) 研究開発の将来性
- ⑥(様式A-6) 研究開発年次計画・経費の見込み
- ⑦(様式A-7) 研究者データ

(様式B)

- ①(様式B-1) 参加者名簿
- ②(様式B-2) 建設技術研究開発費補助金承諾書
- ③(様式B-3) 建設技術研究開発費補助金承諾書(所属機関用)
- ④(様式B-4) 所要経費の見込額
- ⑤(様式B-5) 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備

※様式A-1とその他の様式の記載内容が異なる場合は、様式A-1の記載内容を優先します。

### 【継続応募課題】

(様式C)

- ①(様式C-1) フェースシート
- ②(様式C-2) 研究目標の概要・成果の概要



- ③ (様式C-3) 研究開発年次計画・経費の実績及び見込み
- ④ (様式C-4) 所要経費の実績及び見込み額
- ⑤ (様式C-5) 研究成果の公表等の状況
- ⑥ (様式C-6) 自己評価結果(研究代表者用)

2. 提出書類はすべてA4版とします。また、様式Aの作成にあたっては、以下の点に注意してください。

ア) フェースシートが表紙となるよう両面印刷にする。

イ) 各ページの中央下に通りページ番号を付する。

ウ) 奇数ページの右下に交付申請者の氏名を記入する。

※様式B及び様式Cは片面印刷でかまいません。

3. 書類は1部ずつ左上角をクリップで留め、3部提出してください。

### 提案書受領通知はがき

提案書受領の通知を交付申請者あて通知しますので下記に示した内容のはがきを 1 枚同封してください。(記入は手書き(楷書)でもかまいません。)

郵便番号も忘れずに記入してください。

<p>切手貼附 のこと</p> <table border="1" data-bbox="424 640 786 714"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>交付申請者の住所及び氏名</p>									<p>*裏面には何も記入 しないでください。</p>

(表面)

(裏面)

## 提出書類チェックシート（新規応募課題）

\*提出書類について欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。

本チェックシートは複数の個人、グループ及び研究機関でチームを組んで応募する場合も含め、応募1件につき1枚のシートでチェックしてください。

研究開発課題名（全体）	
-------------	--

<input type="checkbox"/> 提案書受領通知はがき 1枚
--

提出書類	
(様式A)	
<input type="checkbox"/> フェースシート	(様式A-1)
<input type="checkbox"/> 提案概要	(様式A-2)
<input type="checkbox"/> 個別研究開発項目の概要	(様式A-3)
<input type="checkbox"/> 社会性及び応用性・革新性の概要	(様式A-4)
<input type="checkbox"/> 実現可能性の概要	(様式A-5)
<input type="checkbox"/> 研究開発年次計画・経費の見込み	(様式A-6)
<input type="checkbox"/> 研究者データ	(様式A-7)
(様式B)	
<input type="checkbox"/> 参加者名簿	(様式B-1)
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書	(様式B-2)
<input type="checkbox"/> 建設技術研究開発費補助金承諾書（所属機関用）	(様式B-3)
<input type="checkbox"/> 所要経費の見込額	(様式B-4)
<input type="checkbox"/> 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備	(様式B-5)
<input type="checkbox"/> 企業の定款及び財務諸表	*企業が提案する場合のみ

上記の書類については、3部を提出願います。

提出書類は1部ごとに左上角をクリップで留めてください。

## 提出書類チェックシート（継続応募課題）

\* 提出書類について欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。

本チェックシートは複数の個人、グループ及び研究機関でチームを組んで応募する場合も含め、応募1件につき1枚のシートでチェックしてください。

研究開発課題名（全体）	
-------------	--

<input type="checkbox"/> 提案書受領通知はがき 1枚
--

提出書類	
(様式C)	
<input type="checkbox"/> フェースシート	(様式C-1)
<input type="checkbox"/> 研究目標の概要・成果の概要	(様式C-2)
<input type="checkbox"/> 研究開発年次計画・経費の実績及び見込み	(様式C-3)
<input type="checkbox"/> 所要経費の実績及び見込み額	(様式C-4)
<input type="checkbox"/> 研究成果の公表等の状況	(様式C-5)
<input type="checkbox"/> 自己評価結果（研究代表者用）	(様式C-6)

上記の書類については、3部を提出願います。

提出書類は1部ごとに左上角をクリップで留めてください。



(様式 A-1)

平成 19 年 〇 月 〇〇 日

## フ ェ ー ス シ ー ト

(実用化研究)

整理番号*		受付番号*	
-------	--	-------	--

注)※印:事務局記入欄

研究開発課題名	〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発		
設定分野番号	設定分野②		
今年度交付希望額	14,500		(千円)

### 申請者(研究代表者)

ふりがな 氏名	こくど たろう 国土 太郎	生年月日 (西暦)	1961年 〇月 25日
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2	TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX: 03-〇〇〇〇-1234	
		E-mail: t.kokudo@oo.jp	
所属 (勤務先)	〇〇大学 工学部 建設工学科	職名: 助教授	
最終学歴	〇〇〇大学 工学科〇〇博士課程修了	専門分野: コンクリート工学	
学位等	工学博士 (〇〇〇大学)		

### 事務局コメント欄\*

--

(様式 A - 2)

## 提案の概要

### 1. 研究開発の概要・目標

#### (1) 研究開発課題名

〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発

#### (2) 研究開発の概要

土木構造物の〇〇反応によるコンクリートの劣化因子である〇〇を効率的・効果的に計測・補修するため、〇〇による計測システムを開発する。・・・・・・・・

(課題の概要を分かりやすく記載してください。)

#### (3) 研究開発の目標

- 1) 〇〇の計測システムのモデルを構築する。
- 2) 構築した計測システムの精度を〇%以上まで向上させる。

(研究開発期間終了時に達成可能な目標を具体的に(数値的目標等)記載してください。)

### 2. 社会性、応用性・革新性、実現可能性

#### (1) 社会性

(①社会的ニーズ、②地域社会の生活、経済活動等への波及効果を記載してください。)

#### (2) 応用性・革新性

(①技術開発の成果が実用化されることによる他地域への応用性、②既存の技術と比べた新規技術開発要素を記載してください。)

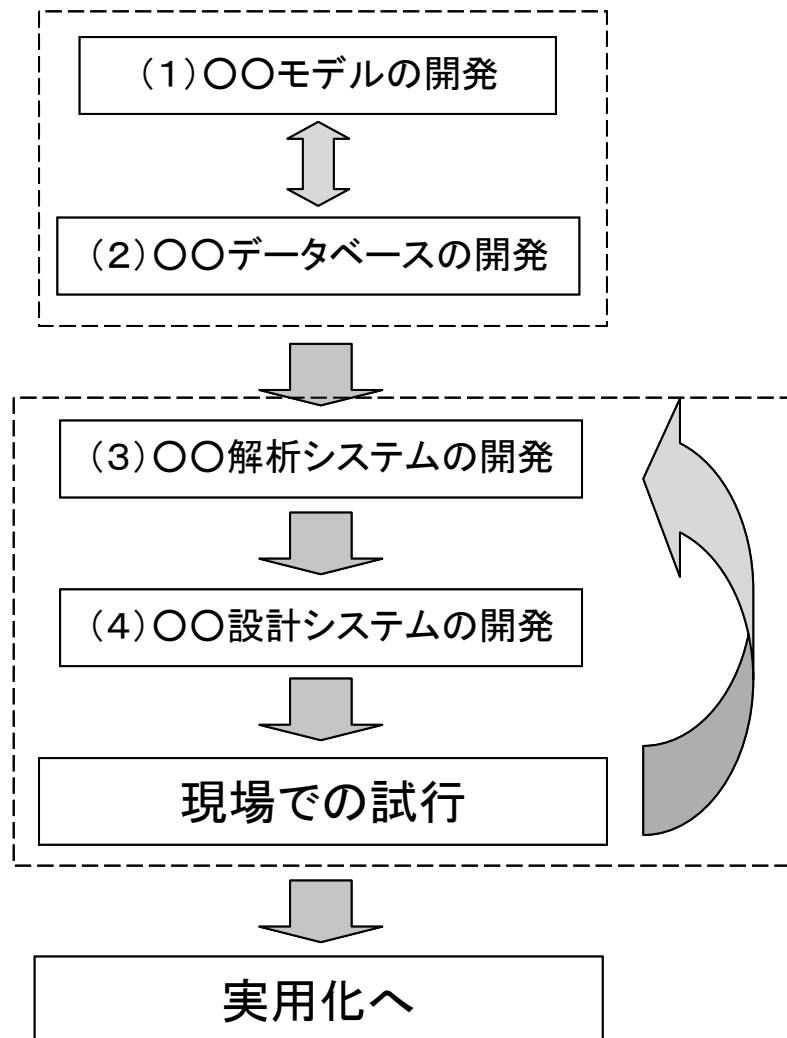
#### (3) 実現可能性

(提案された技術開発の目標の達成及び実用化の方法を技術的に記載してください。)

### 3. 研究開発の概要図

- ・提案いただいた研究開発課題の全体概要が分かるよう、個別の研究開発項目をフロー図にまとめてください。

(例)



申請者氏名 国土 太郎



(様式 A - 3)

## 個別研究開発項目の概要

個別の研究開発項目毎に、研究開発目標、研究担当者、実施場所及び概要などについて記述してください。

### ・研究開発項目名

(1) ○○の選択システムの開発

### ・研究開発目標

○○と○○を容易に選択可能なシステムを開発する。

(研究開発期間終了時に達成可能な目標を具体的に(数値的目標等)記載してください。)

### ・研究担当者

氏名	年齢	所属(学校名等)
○○ ○○	46	○□大学大学院○○工学科
×× ××	38	△×株式会社□□部

### ・研究担当者の選出理由

申請者である○○○○と共同研究者である××××は、平成○年より本システムの開発について共同研究を行っており、深い知見を有しているため。

### ・研究開発の実施場所

○□大学(△△市)、△×株式会社○○研究所(□□市)

・ 個別研究開発項目の概要

- ・ 個別研究開発項目の概要及び研究開発の現況を記載してください。また、想定される具体的な研究開発成果を含めるとともに、本研究開発終了後、その成果の活用方策（特許取得による新技術開発、共通基盤の整備により応用研究に着手する等）について分かりやすく記述してください。

注) 個別研究開発項目の項目数だけ、本様式（様式 A - 4）を追加しご記入下さい。

申請者氏名 国土 太郎

(様式 A - 4)

## 社会性及び応用性・革新性の概要

当該研究開発の社会性、及び応用性・革新性について説明してください。

### 1. 社会性

社会性について、①社会的ニーズ、②地域社会の生活、経済活動等への波及効果の観点から説明して下さい。地域再生計画に記載がある、又は予定がある場合は、その旨と計画の内容を抜粋して記載するか、地域再生計画を添付してください。

## 2. 応用性・革新性

応用性・革新性について、

①技術開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用が図ることが可能な点

②既存の技術と比べた新規技術開発要素

の観点から説明して下さい。

申請者氏名 国土 太郎

(様式 A - 5)

## 実現可能性の概要

提案された技術開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であることを、

- ①既往の成果、②具体的な目標の内容、③開発計画の妥当性、④資金計画の適切さ
- ⑤推進体制の適切さ、の観点から説明してください。(適宜、図等を用いても結構です。)

## 「研究開発年次計画・経費の見込み」

単位：百万円

※ 研究開発期間が2年の場合の例

研究開発項目	平成19年度	平成20年度
直接経費	17	14
(1) ○○にデータ処理システム	← ○○の分析 8 →	← ○○の検証 6 →
(2) △△に関する予測システム	← ○○の分析 3 →	← △△システム構築 5 →
(3) ○○補修方法の開発	← ○○の検証 6 →	← ○○補修方法の開発 3 →
間接経費	5.1	4.2
合 計	22.1	18.2

(注)

- ・ 主な研究開発項目毎に記載して下さい（線表の下に見積額を記入するとともに、大型装置（単価が1千万円を超えるものが目安）を購入、製作する場合は、その名称も記載してください）
- ・ 間接経費は、直接研究費の30%相当で計上することになります。

申請者氏名 国土 太郎

(様式 A - 7)

## 研究者データ

### 1. 氏名・年齢（生年月日）

ふりがな 氏名	年齢	生年月日（西暦）
こくど たろう 国土 太郎	45	1961年〇月25日

### 2. （所属機関がある場合）所属機関名・部署名・職名・連絡先

所属機関名 （勤務先）	〇〇大学	部署名	工学部 建設工学科
		職名	助教授
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2	TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
		FAX: 03-〇〇〇〇-1234	
		E-mail: t.kokudo@oo.jp	

### 3. 最終学歴

〇〇〇大学 工学科〇〇博士課程修了
-------------------

### 4. 研究歴（主な職歴と研究内容）

年月	職歴	研究内容
1970. 4	〇〇大学助手	〇〇コンクリート材料実験
1980. 8	〇〇大学助教授	〇〇〇〇検証研究

## 5. 受賞歴、表彰歴

年 月	受賞名・内容
1980. 8	〇〇学会「〇〇技術研究賞」

## 6. 研究成果等

## ・主な研究論文及び著書

1)	鉄筋コンクリートの内部〇〇〇に関する研究報告(1998~2000年) 〇〇学会〇〇論文報告集
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許等取得件数： 0 件</li> <li>・研究成果：研究報告「〇〇に関する調査報告、〇〇県」2001年5月</li> </ul>	

## 7. 現在、応募・受入れている補助金等

(財団法人の研究助成事業等、国以外が行っている助成制度も含む。)

制度名	研究課題名	実施(予定)期間	予算額	イフォート
財団法人〇〇 平成17年度〇 〇に関する基礎 研究費	鉄筋コンクリートの〇〇〇 による△△△に関する研究	・ H18.4.1 ~ H20.3.31(実施 中)	・ 20,800 千円	・ 30%

## 8. 本研究課題に対するエフォート:

15 (%)

注) 研究に参加する人数分の様式(様式A-7)を追加し、作成下さい。

申請者氏名 国土 太郎



## 参加者名簿

## 申請者(助成研究者)

ふりがな 氏名	こくど たろう 国土 太郎	生年月日 (西暦)	1961年 ○ 月25日
連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都港区〇〇5-3-2	TEL: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 03-〇〇〇〇-1234 E-mail: t.kokudo@oo.jp	

## 共同研究者

ふりがな 氏名	所属 (勤務先)	連絡先
こうつう たろう 交通 太郎	〇〇大学大学院〇〇工学科	TEL: 03-〇〇〇〇-9876 FAX: 03-〇〇〇〇-9875 E-mail: t.koutu@oo.jp
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:
		TEL: FAX: E-mail:

注) 研究に参加する研究者全員が記載できるよう様式(様式B-1)を追加して下さい。

平成19年 ○ 月 ○ 日

建設技術研究開発費補助金承諾書

交付申請者の所属機関・職名、氏名

○○大学 工学部 建設工学科 助教授 国土 太郎

研究開発課題名

○○骨材反応の○○による計測・補修システムの開発

(研究開発期間 平成19年度～平成20年度)

標記研究開発課題の共同研究者となることを承諾します。

共同研究者 所属機関・職名、氏名、印

○□大学大学院○○工学科

助教授 交通 太郎

(注)

1. 本承諾書は、共同研究者が上記研究開発課題に関して、交付申請者との位置関係を明確にするもので、課題提案時に提出するものである。  
なお、補助金交付内定以降、新しく加わる研究開発組織に加わる共同研究者は、交付申請書又は交付決定内容変更承認申請書(様式は別途指定)とともにその都度提出すること。
2. 同一の研究開発課題について、複数の研究者が参加する場合は、共同研究者の所属機関・職名、氏名の欄に連記して差し支えない。

平成19年 ○ 月 ○ 日

建設技術研究開発費補助金承諾書 (所属機関用)

国土交通大臣殿

研究開発課題名

〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発

(研究開発期間 平成19年度～平成20年度)

所属機関・職名、氏名

〇〇大学 工学部 建設工学科 助教授 国土 太郎

当機関に所属する上記の者が、標記の研究開発課題の〔交付申請者、共同研究者〕となることを承諾します。

所属機関長の職名、氏名 職印

〇〇大学 学長 ○□ ○〇

(注)

1. 所属機関長の職名・氏名、職印については、学部長又は研究所等の部局の長が承諾書に関する権限を委任されている時は、これらの部局の長の氏名、職印で差し支えない。
  2. 本書における「承諾内容」は、下記の通りです。
    - ・当該研究開発を所属機関の業務（公務）の一部として行うこと。
    - ・当該研究開発を実施する際、所属機関の施設を使用すること。
    - ・当該研究開発の実施に際し、所属機関による経理等の事務的支援を受けられること。
  3. 所属機関長は上記研究者の研究開発課題における立場・役割を交付申請者、共同研究者から選択して記載すること。
  4. 同一の研究開発課題について、同一の機関から複数の研究者が参加しようとする場合は研究者の所属機関・職名、氏名の欄に連記して差し支えない。
  5. 本承諾書は、建設技術研究開発費補助金の応募の際に一度提出すれば、所属機関に変更がない限り、同一研究開発課題について次年度以降改めて提出する必要はない。
- なお、補助金交付内定以降、新しく研究開発組織に加わる共同研究者は、交付申請書又は交付決定内容変更承認申請書（様式は別途指定）とともに必ず提出すること。

## 所要経費の見込額

研究開発課題名 (〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発)

(単位：百万円)

※研究開発期間が2年の場合の例		資金計画		総額
実施年度		19年度	20年度	
経 費 見 込 額	総計	7.8	6.7	14.5
	直接研究費	6	5.2	11.2
	設備備品費	3.8	3.2	7.0
	(内容)			
	(例) 〇〇装置	3.8	3.2	7.0
	消耗品費	0.5	0.4	0.9
	旅費	0	0.2	0.2
	謝金	0	0.3	0.3
	賃金	0	0.4	0.4
	役務費	1.2	0.6	1.8
	委託費	0	0	0
	その他(内訳)	0.5	0.1	1.5
	印刷製本費	0	0.1	0.1
	通信運搬費	0	0	0
	光熱水料	0	0	0
	会議費	0	0	0
	労働者派遣事業者からの研究開発補助者派遣	0	0	0
	特許申請に必要な経費	0	0	0
	借料及び損料(リース料)	0.5	0	0.5
	(内容)			
(例)トラックレン	0.5	0	0.5	
間接経費(直接研究費の30%相当)	1.8	1.5	3.3	

(注)

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・50万円以上の備品を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。
- ・委託費が申請する補助額の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。
- ・研究開発設備の購入経費が、補助額の90%を超える場合は、単なる設備購入の計画でないことの説明書を添付してください。

## 本研究開発に使用することを予定している主な既存設備

(〇〇骨材反応の〇〇による計測・補修システムの開発)

(1) 〇〇にデータ処理システム

設 備 名	所 有 機 関
●△測定器	〇〇大学

(2) △△に関する予測システム

設 備 名	所 有 機 関
〇〇材料実験装置	〇〇大学

(3) 〇〇補修方法の開発

- ・ (以下、研究項目毎に使用する既存設備を記載)
- ・ 構造解析システム
- ・

(注)

設備に関しては、必要に応じて適宜説明や参考資料を添付してください。

フェースシート (継続応募課題)

1. 研究開発分野

「設定分野①:地震・津波・噴火・風水害・土砂災害等による被害の防止・軽減のうち、地域の防災・減災のための研究開発」、「設定分野②:社会資本・建築物の維持・更新を最適化するための研究開発」、「設定分野③:省資源で廃棄物の少ない循環型社会の構築、健全な水循環と生態系の保全のための研究開発のうち、自然環境などを活かし資源に転換するための研究開発」「設定分野④:その他、地域の課題解決のための研究開発」の区分のうち、平成18年度の応募時に申請した区分を記載してください。なお、複数の区分に該当する場合は、最も関連性の高いものを1番上に記載し、以下関連性の高い順番に上から記載してください。

2. 研究開発課題名

「○○○に関する研究開発」(当初の採択時の課題名を記載してください。)

3. 研究開発実施体制 (具体例な記載例は別紙を参照して下さい。)

(1) 交付申請者の氏名・住所等

○○ ○○

○○大学 ○○学部○○学科 教授

〒××××-×××× ○○市○○○1-2-3

(TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)

\*法人が交付申請者となる場合、代表住所等を記入してください。また、民間企業が提案する場合、直近の決算時の資本金○○○百万円、従業員数○○○人と追記してください。

(2) 共同研究者名 (研究開発に参加する全ての者の名前 (個人名、グループ名又は法人名))

△△ △△

△△大学 △△学部△△学科 教授

(3) 研究開発の実施場所の住所等 (実施場所が機関に所属している場合には機関の名称を含む。複数ある場合には全てを記載してください。)

○○大学 ○○学部

○○市

4. 研究開発期間及び研究開発予算

H〇〇～H〇〇 〇〇百万円

5. 経理事務担当者

(経理事務担当者は、原則として、交付申請者の所属機関の公印を有する会計・経理担当者等とし、所属機関名、所属部署名、担当者名及び所属機関の住所等を記載してください。)

〇〇 〇〇

〇〇大学 総務部 会計係

〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇 1-2-3

(TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)

6. 事務連絡先 (審査結果の連絡等)

〇〇 〇〇

〇〇大学 〇〇学部〇〇学科 教授

〒×××-×××× 〇〇市〇〇〇 1-2-3

(TEL: 0×-××××-××××、FAX: 0×-××××-××××、E-mail: ×××@××××)

\* 事務連絡先については平日 (月～金) に確実に連絡がとれる所を記載してください。

7. 本提案以外に受け入れている国の補助金等

現在、国・地方公共団体、特殊法人等から受け入れている補助金もしくは申請している補助金等について、制度名、研究課題名、実施 (予定) 期間、予算額、エフォート等について記述してください。その際、本研究開発との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記述してください。

「3. 研究開発実施体制」の記載例

(1) 交付申請者の氏名・住所等

提案 太郎

建設技術大学 理工学部土木工学科 教授

〒123-4567 未来市新産業町 1-2-3

(TEL : 01-1234-5678、FAX : 01-1234-5679、E-mail : abc@defg.ac.jp)

(2) 共同研究者名（研究開発に参加する全ての者の名前（個人名、グループ名又は法人名））

①科学 花子

提案公募大学 工学部建築学科 教授

(3) 研究開発の実施場所の住所等（実施場所が機関に所属している場合には機関の名称を含む。複数ある場合には全てを記載してください。）

①建設技術大学 理工学部

未来市

(注) 個人提案の場合は、(1) 交付申請者、(2) 共同研究者が同じになりますので、(2) には、「(1) に同じ」と記載してください。



(様式C-2)

「研究目標の概要・成果の概要（括弧内に研究開発課題名を記載）」

平成18年度研究開発経費（補助額）：〇〇百万円

平成19年度研究開発経費（希望額）：〇〇百万円

交付申請者：氏名（機関名） 他共同研究者〇名

**【研究目標の概要】**

※ 研究開発の全体目標を記述してください。

**【昨年度までの研究成果の概要】**

※ ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いて、わかりやすく記述してください。

**【今年度の研究目標の概要】**

※ 今年度の研究開発の目標を記述してください。

**【今年度の研究内容の概要】**

※ ポイントを整理し簡潔な表現とし、ポンチ絵などを用いて、わかりやすく記述してください。

(様式C-2は全部で3枚以内としてください)

(様式C-3)

「研究開発年次計画・経費の見込み」

単位：百万円

※ 研究開発期間が2年の場合の例

研究開発項目	平成18年度	平成19年度
直接経費	17	14
(1) ○○にデータ処理システム	○○の分析 8	○○の検証 6
(2) △△に関する予測システム	○○の分析 3	△△システム構築 5
(3) ○○補修方法の開発	○○の検証 6	○○補修方法の開発 3
間接経費	5.1	4.2
合計	22.1	18.2

(注)

- ・ 主な研究開発項目毎に記載して下さい（線表の下に見積額を記入するとともに、大型装置（単価が1千万円を超えるものが目安）を購入、製作する場合は、その名称も記載して下さい）
- ・ 間接経費は、直接研究費の30%相当で計上することになります。

## 所要経費の実績及び見込額

研究開発課題名 (〇〇に関する研究開発)

(単位：百万円)

※研究開発期間が3年の場合の例				
実施年度		18年度 (実績)	19年度 (見込み)	総額
経 費 見 込 額	総計	16.9	13	36.4
	直接研究費	13	10	28
	設備備品費 (内容)	7 〇〇〇〇	4 〇〇〇〇	12 〇〇〇〇
	消耗品費	2	3	6
	旅費	0	0	0
	謝金	0	0	0
	賃金	0	0.5	0.5
	役務費	2.5	1.5	5.5
	委託費	0	0	0
	その他(内訳)	1.5	1	4
	印刷製本費	0.3	0.3	1.2
	通信運搬費	0	0	0.2
	光熱水料	0.5	0.5	1.3
	会議費	0	0.2	0.2
	労働者派遣事業者からの研究開発補助者派遣	0 0	0 0	0 0
	特許申請に必要な経費	0	0	0.4
	借料及び損料(リース料) (内容)	0.7 〇〇〇〇	0 〇〇〇〇	0.7 〇〇〇〇
	間接経費(直接研究費の30%相当)	3.9	3	8.4

(注)

- ・研究開発全体の所要経費及び項目ごとの所要経費について、見込額を記述してください。
- ・50万円以上の備品を購入しようとする場合は、リースにできない理由書及び機種選定理由書を添付してください。
- ・委託費が申請する補助額の50%を超える場合は、その理由書を添付してください。
- ・研究開発設備の購入経費が、補助額の90%を超える場合は、単なる設備購入の計画でないことの説明書を添付してください。

(様式C-5)

「研究成果公表等の状況（括弧内に研究開発課題名を記載）」

【研究成果発表等】

	原著論文による発表	左記以外の紙上発表	口頭発表	合計
国内	件	件	件	件
国外	件	件	件	件
合計	件	件	件	件

(注：既発表論文について記載し、投稿中の論文については括弧書きで記載のこと)

【主要雑誌への研究成果発表】

雑誌名	時期	出版社
〇〇月報	平成 年 月号	〇〇社

【その他】

(ホームページでの公開、研究開発成果の特許出願、成果の普及・実用化に向けた体制整備等、その他の取り組みについて自由記述)

「自己評価結果(括弧内に研究開発課題名を記載)」

総合評価

【評価】(a, b, cのいずれか)

【コメント】(200字以内で簡潔に)

I. 目標達成度について

【評価】(a, b, cのいずれか)

【コメント】(200字以内で簡潔に)

II. 研究開発計画について

【評価】(a, b, cのいずれか)

【コメント】(200字以内で簡潔に)

III. 研究成果について

(1) 社会性

【評価】(a, b, cのいずれか)

【コメント】(200字以内で簡潔に)

(2) 技術革新性

【評価】(a, b, cのいずれか)

【コメント】(200字以内で簡潔に)

注)「評価」は、過年度分の成果について、別紙の「継続応募課題の自己評価項目及び評価基準」にしたがって記載してください。(なお、様式C-6は全部で1枚以内としてください)

## 継続応募課題の自己評価項目及び評価基準

<p><u>総合評価</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を総合的に評価</li> </ul>	<p>a：非常に優れた研究であった。</p> <p>b：優れた研究であった。</p> <p>c：優れた研究ではなかった。</p>
<p><u>I. 目標達成度</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の目標を達成することができたか。</li> </ul>	<p>a：十分達成した。</p> <p>b：概ね達成した。</p> <p>c：達成しなかった。</p>
<p><u>II. 研究開発計画</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発計画、経費、研究開発体制等の計画が適切であったか。</li> </ul>	<p>a：適切であった。</p> <p>b：おおむね適切であった。</p> <p>c：不適切であった。</p>
<p><u>III. 研究成果</u></p>	
<p><u>(1) 社会性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的ニーズがあり、地域社会の生活、経済活動等への波及効果が期待できるか。</li> </ul>	<p>a：十分期待できる。</p> <p>b：概ね期待できる。</p> <p>c：期待できない。</p>
<p><u>(2) 応用性・革新性</u></p> <p>評価の観点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術開発の成果が実用化されることにより、他地域への応用性が図られるか。また、既存の建設分野の技術に比べて相当程度の技術革新が図られるか。</li> </ul>	<p>a：十分図られる。</p> <p>b：概ね図られる。</p> <p>c：図られない。</p>

## 競争的資金の適正な執行に関する指針

(平成18年11月14日改正)

平成17年9月9日

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

## 1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

## 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

## (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容を

いう。以下同じ。) に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

## (2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることが



ある旨、公募要領上明記する。

③ 課題採択前に、必要な範囲で、他府省を含む他の競争的資金担当課に、採択予定課題一覧（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を送付するなどにより、競争的資金担当課間で情報を共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

### 3. 不正使用及び不正受給への対応

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降2から5年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不

不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

#### 4. 研究上の不正行為への対応

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

(3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

## 5. その他

(1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除並びに不正使用及び不正受給への対応の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(2) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(3) 不正使用・不正受給、研究上の不正行為に関連して応募資格を制限された者の情報については、内閣府が一元的に管理する。

(4) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(5) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官

総務省情報通信政策局技術政策課長

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長